

審査基準

評価項目	評価内容・判断基準	配点
1 事業内容及び実施方法		
事業の目的・趣旨との整合性	本事業の目的（県産加工食品の販路開拓）を理解し、合致した提案となっているか。	10
事業内容の妥当性	県の振興事業として適切か。業務内容・量に対し費用積算は妥当か。	15
実施方法の妥当性	手法・スケジュールは具体的かつ実現可能か。多くの事業者の参加が見込めるか。	15
独創性・創意工夫	商談を円滑にする工夫や、AI活用などによる効率化・独創的提案があるか。	15
フォローアップ	参加事業者が今後の取組に活かせる効果的なフォローアップ内容となっているか。	5
2 事業実施主体の適格性		
実施体制の適格性	遂行可能な人員配置か。県への報告・連絡・対応体制は迅速かつ柔軟か。	10
知見、専門性等	海外販路開拓、バイヤーネットワーク、業務遂行のノウハウを有しているか。	15
実績の有無	官公庁との類似事業の実績はどの程度あるか。業務への信頼性は高いか。	10
経理処理能力	事業遂行に必要な財政基盤や、適切な経理処理能力を有しているか。	5

合計

100

審査員3人の総計300点中181点を最低ラインの目安とし、これを下回る場合は審査員間で協議する。